

## 福岡県給与支給明細書広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県（以下「県」という。）の給与支給明細書のうち、庶務事務システムを使用し閲覧、印刷する給与支給明細書に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容の制限)

第2条 広告は、県行政の公共性、信頼性及び品位を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告、比較広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽であるもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 人権侵害、差別、名誉棄損となるもの
- (7) 第三者を誹謗、中傷又は排除するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (10) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に基づく貸金業に関するもの
- (11) インターネット異性紹介事業に係るもの
- (12) たばこに関するもの
- (13) 比較広告、懸賞広告及びギャンブル（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじ、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に規定するスポーツ振興くじ、競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する競輪、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走を除く。）に係るもの
- (14) 法律に定めのない医業類似行為に係るもの
- (15) 占い・運勢判断に係るもの
- (16) 興信所・探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの
- (17) 水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
- (18) 青少年の健全な育成を阻害するもの
- (19) 当該広告の内容について、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (20) その他給与支給明細書に掲載する広告として適当でないといふと県が認めるもの

### (広告主の範囲)

第3条 次のいずれかに該当する者は広告主（広告を掲載する者をいう。以下同じ）としないものとする。

- (1) 法令、規則等に基づく命令等に違反している者
- (2) 県の入札参加資格において、指名停止措置を受けている者
- (3) 県税を滞納している者

- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の者
- (6) その他広告主として適当でないといふと県が認める者

（広告の募集方法）

第 4 条 広告は、県のホームページにより公募するものとする。

（広告の申込み）

第 5 条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、福岡県給与支給明細書の広告掲載申込書（別紙様式 1）及び広告の素案を添付し、知事に提出するものとする。

（広告主の決定等）

第 6 条 次の各号のいずれにも該当する者を広告主として決定する。ただし、申込価格が同額であるときは、該当する者の中から抽選により広告主を決定する。

- (1) 広告掲載申込書に記載された内容が、第 2 条の規定に基づき掲載する広告として適当であると認めるもの
- (2) 広告掲載希望者が第 3 条の規定に該当しないこと。
- (3) 申込価格が県が別に定める最低申込金額以上であるもの

（広告の決定の通知）

第 7 条 県は、広告を決定したときは、別紙様式 2 により速やかに当該広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の提出）

第 8 条 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

- 2 広告主は、県が指定した期日までに広告の原稿を提出しなければならない。
- 3 県は、提出された広告の原稿について適当でないといふと認めるときは、期日を定めて修正及び再提出を求めるとし、広告主は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 広告には、目立つ場所に縦 0.5 cm×横 1.0 cm 以上で広告の文字を表示するとともに、広告主の名称及び連絡先を記載しなければならない。

（広告の掲載料）

第 9 条 広告主は県が発行する納入通知書により一括して掲載料を納付するものとする。

- 2 県の責めにより広告掲載を中止した場合を除き、納入された掲載料は返還しない。
- 3 広告主は掲載料を県が定める期日までに納付しなかったときは、当該掲載料について、遅延日数に応じ年 14.6% に相当する遅延利息を県に支払わなければならない。

（広告掲載の中止）

第 10 条 県は、掲載中の広告が第 2 条各号に該当することとなった場合、又は広告主が第 3 条各号に該当することとなった場合は、広告掲載を中止することができる。

- 2 前項の場合において、県は損害賠償の責めを負わない。

（広告主の責務）

第 11 条 広告主は、広告掲載に関する一切の責任を負うものとし、自らの責めによる広告掲載中止等に伴う経費を負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行し、令和4年度分の広告から適用する。

福岡県知事 へ

## 広告掲載申込書

福岡県が募集する給与支給明細書に広告を掲載したいので、福岡県給与支給明細書広告掲載要綱により、次のとおり申し込みます。

申込者	〒
所在地	
名称（氏名）	
代表者職氏名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	（ ） ー
申込価格	円
広告の内容	

## （注）

- 1 申込価格は、消費税及び地方消費税を含みます。金額の訂正はできません。
- 2 申込書には、企業等の概要がわかる資料を添付してください。
- 3 広告の内容は、概要を記載するとともに、デザインの素案を提出してください。
- 4 広告の内容が福岡県給与支給明細書への広告としてふさわしくない場合は、変更をお願いする場合があります。また変更のお願いに従っていただけない場合には、広告をお断りする場合があります。

(広告主) 様

福岡県知事名

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込のありました給与支給明細書への広告掲載につきましては、貴社の広告を掲載することに決定しましたので、福岡県給与支給明細書広告掲載要綱第7条の規定に基づき通知します。

つきましては、下記のとおり手続きをお願いします。

記

1 広告主及び掲載料

広告主名	掲載料(税込)	備考

2 契約の締結

広告掲載に係る契約の締結に際して、下記の書類を令和 年 月 日(〇)までに提出してください。

- (1) 県税納税証明書(未納のない証明)・・・1通
- (2) 誓約書・・・1通  
内容を確認の上、押印して提出してください。
- (3) 契約書・・・2通  
内容を確認の上、押印して提出してください。

3 広告掲載料の納付

後日、県が発行する納入通知書により納期限までに納付してください。

4 広告原稿の提出

広告原稿は、令和 年 月 日(〇)までに、電子メール又はCD-R等で提出してください。

なお、広告原稿については、修正をお願いすることがありますのでご了承願います。

別紙様式2

〇〇総厚第〇〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(広告主) 様

福岡県知事名

広告不掲載決定通知書

年 月 日付で申込のありました給与支給明細書への広告掲載につきまして  
は、貴社の広告を掲載しないことに決定しましたので、福岡県給与支給明細書広告掲載要  
綱第7条の規定に基づき通知します。

記

掲載しないこととした理由